

令和4年7月13日

第 **144** 号

あおいろひろば

発行者
(一社) 那覇青色申告会
〒900-0021
那覇市泉崎 1-13-23 2階
TEL: 098-868-8218
FAX: 098-868-1094
e-mail: info@naha-aoiro.jp

令和5年10月1日から開始される 消費税の「インボイス制度」・・・



「所得の種類」や「過去の消費税申告の有無」等関係なく

全ての「業種」に影響を及ぼす可能性があります。

下記「個別相談」等を利用し、「**年内中**」に一度ご相談下さい!!



個別相談は常時開催中!!

- 帳簿の記帳相談、会計ソフト「ブルーリターンA」使用者の入力状況確認
- 従業員の源泉徴収手続きに関する事
- 「消費税インボイス制度」等、各種手続きについての相談 etc

※「消費税インボイス制度」のご相談についてはかなりの時間を要する為、1月～3月の「確定申告期間」中は行いません。出来るだけ年内中にご相談下さい。

☆相談時間

午前**9時**～**12時**※午前中の受付は午前11時まで

午後**1時**～**5時**※最終受付は午後4時まで

(各1時間程度の個別相談。土日祝日を除く、**事前予約制**)

※**事前予約による先着順の為**、ご希望の日時を予約できない場合がございます。ご了承下さい。

※ご来局の際には「**マスク着用**」必須、入場の際に「**手指消毒**」「**体温測定**」をお願いしております。ご協力下さい。

※体調がすぐれない場合には、来局をお控え下さい。

※別件のイベント等を行う際には、「個別相談」自体お断りする場合がございます。事前に事務局までお問い合わせ下さい。

事務局では、ご来局する会員様の「感染防止」へのご協力の他に、担当職員による「**マスク**」等の着用、相談窓口の「**飛沫防止シート**」の設置、待合席等の消毒等により「**感染防止対策**」を徹底しております。
安心してご来局下さい。



「消費税インボイス制度」についての内容等は、次ページ以降に記載しております。
また4ページ目には、オンラインでも参加できる「相続・贈与セミナー」を案内！
ご確認ください。

いち早く最新情報をお届けします

イベント情報や「消費税インボイス制度」などの最新の情報を、(一社)那覇青色申告会公式ライン及び**スタッフブログ**に随時掲載しています。ご登録宜しくお願い致します。



LINE アカウント
ID:@214vwvdu **スタッフブログ**



お知らせ。

8月10日(水)

～13日(土)

青申会事務局は

お休みです。

ご了承下さい。



ところで・・・再確認!!

消費税の「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」って？ 消費税の「適格請求書発行事業者登録制度」って何？

【適格請求書（インボイス）】とは？

「適格請求書（インボイス）」とは、右記に記載している①～⑤又は⑥の内容が、しっかり記載されている「請求書、領収書・レシート」のことをいいます。

【適格請求書発行事業者登録制度】とは？

「適格請求書発行事業者登録制度」とは、発行する「請求書、領収書・レシート」へ登録した番号を記載し、「発行者が消費税の課税事業者であることを示す」制度のことをいいます。「登録番号」については、税務署へ申請手続きを行うことで取得することが出来ます。

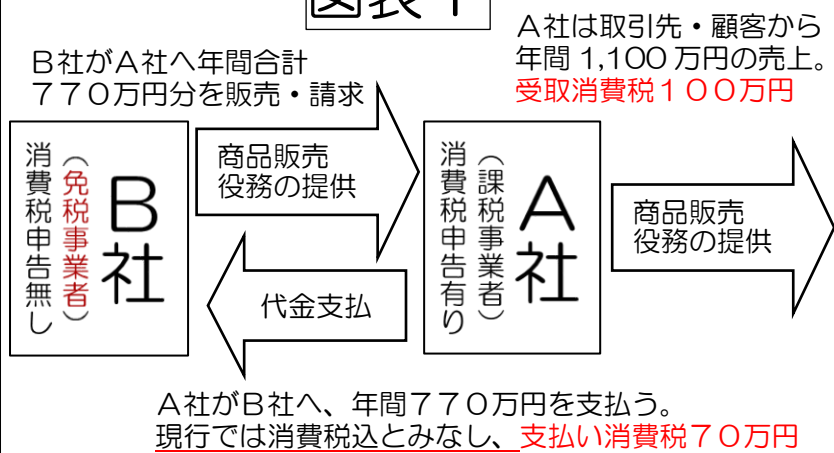
適格請求書の記載内容

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜又は税込）
- ⑤税率ごとの消費税額等又は適用税率
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称。
「適格簡易請求書※」では不要
※「適格簡易請求書」は、不特定多数の者に対して販売等を行う業種が交付できます。

「インボイス制度」が始まるとどうなる!? 特に収入源が1か所（取引先が法人or消費税課税事業者）しか無い場合の「フリーランス」の方はかなりの影響が!?

現行では・・・

図表1



基本的な消費税の計算の仕方は、「受け取った消費税」から「支払った消費税」を差し引きして「納税額」を決定します。

それでは、左記「図表1」を見てみましょう。

A社は「課税事業者」である為、A社が消費税の確定申告を行う際、次のような計算し納税します。

(受取消費税) (支払消費税) (消費税納税額)

① $100\text{万円} - 70\text{万円} = 30\text{万円}$

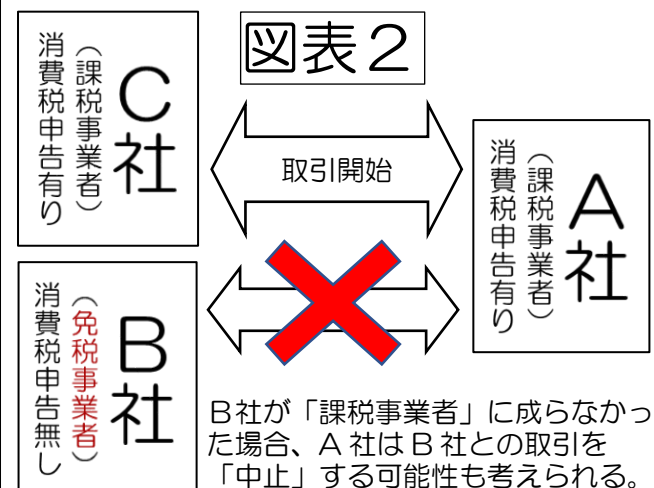
現行の消費税の確定申告では、上記①のようになります。ところが「インボイス制度」が始まると、B社は「免税事業者」なので「適格請求書発行事業者登録」をしていない、つまり「しっかりした請求書、領収書・レシート等」の発行が出来ない事業所である為、A社はB社に対しての支払いが「支払消費税無し」となり、A社の「消費税納税額」が高くなってしまふ、という訳です。

そうすると、A社はB社に対して消費税の「課税事業者」及び「インボイス発行事業者登録」の申請を要請するか、消費税分の「値引き」をお願いされるかもしれません。それについて「拒否」することは自由なのですが、場合によっては「図表2」のようにA社はC社へ取引先を「鞍替え」する可能性もあります。

また、フリーランスなどの個人事業者は、そのほとんどが「B社」の立場にいる為、上記のことを踏まえると収入（売上）が激減する可能性があり、取引を継続する為には、消費税の確定申告を行う「課税事業者」に成らざるを得なくなると考えられます。

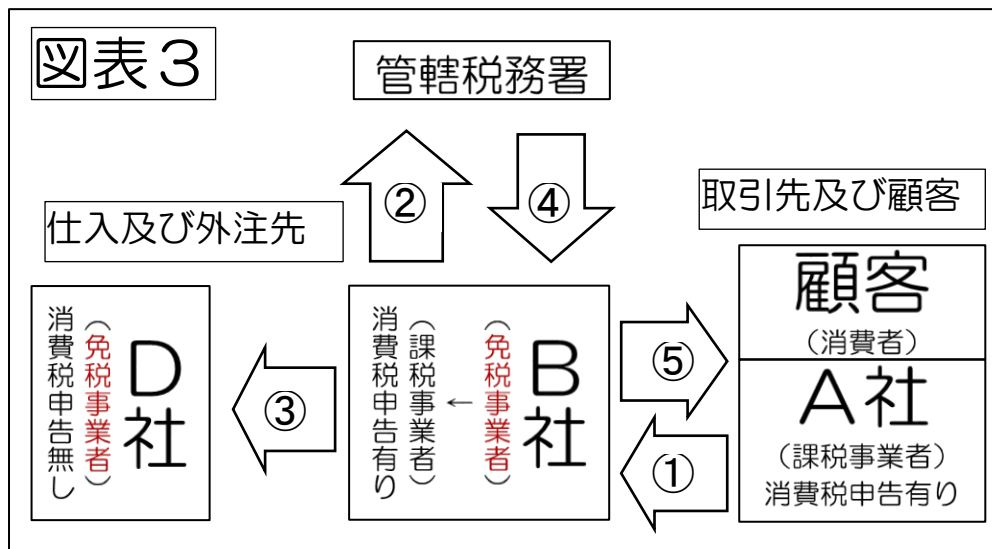
「インボイス制度」が始まると、こんなことも？

図表2



もし「適格請求書発行事業者登録申請書」の提出をして、消費税の「課税事業者」になると決めた場合、その後どんな準備をするの？仕入先や外注先にどんな影響が!?

B社がA社との取引を継続する為「適格請求書（インボイス）発行事業者登録」を申請すると決めた後は、下記「**図表3**」のように管轄税務署への「申請書」（**申請期限 令和5年3月31日まで**）を提出するだけでなく、B社の仕入先・外注先であるD社にも「**発行事業者**」への変更を事前に要請しておく必要があります。（下記図表3右記※参照）



- ①取引先業者からの「インボイス発行事業者」への変更依頼
- ②管轄税務署へ「インボイス発行事業者」の登録申請。その際に消費税申告方法を原則（一般）課税 or 簡易課税のいずれかを選択
- ③仕入先及び外注先へ「インボイス発行事業者」への変更要請。**※B社が「簡易課税」を選択した場合は不要**
- ④管轄税務署より「インボイス登録番号」の通知
- ⑤取引先及び顧客（一般消費者）に向けて請求書・レシート・領収書等へ登録番号の記載準備や取引先への事前通知場合によってはレジや受注システム等の改修も検討する必要あり。

また、通常なら「発行事業者登録申請」から「登録番号取得」まで1カ月程度（**書面提出の場合**）かかるようですが、申請期限間近に提出となると「**2～3カ月**」になることも予想されますので注意が必要です。

管轄税務署より「登録番号」が届いたら、「取引先」への「登録番号の通知」や「請求書・レシート・領収書」へ「登録番号」の記載です。**場合によってはレジや受注システムの改修等を検討する必要もあるでしょう。**

これらの作業を「インボイス制度開始」の**令和5年10月1日**までに完了する必要がありますので、早めの手続き・準備を心掛けましょう。

消費税の免税事業者（消費税申告無し）でも、インボイス発行事業者の登録は必ず申請しておかないといけないの!?



インボイス発行事業者の登録を申請するかどうかは、**事業者の「任意」**です。



消費税の免税事業者が、インボイス発行事業者登録申請を行うか否かについては、かなり難しい判断となります。仕事内容や状況にもよりますが、下記記載内容を参考に検討する必要があると思います。

☆売上先がインボイス（適格請求書等）を必要としているのかどうか。

- 原則、売上先が「消費者」「免税事業者」「簡易課税制度を選択している課税事業者」の場合、インボイス（適格請求書等）の必要無し。
- 小売業や飲食業のように「不特定多数」の「顧客」への販売・サービスの提供を行っている場合、その顧客の「消費者・事業者」判別は、ほぼ不可能であることに注意が必要。

☆発行事業者の「登録」を受けた場合、受けなかった場合について

- 「登録」を受けた場合、登録期間中は基準期間（2年前）の課税売上高が1,000万円以下であっても「消費税の確定申告」を行うこととなる。
- 「登録」を受けなかった場合、基準期間1,000万円以下であれば「消費税の確定申告」の必要無し。ただし、売上先が「仕入税額控除（支払った消費税）」の適用が受けられない。
※6年間の経過措置（80%・50%）の適用有。



(会場参加 or オンライン参加) 選択ができるセミナー

基本は、会場にてセミナーを開催。

その会場とオンライン（**zoom**）で繋ぎ、「会場参加」及び「オンライン参加」での同時開催となる「**ハイブリット形式**」で行います。

是非、オンラインで参加してみましょう!!

自宅



自宅に居て受講できる!!

会場



賢い相続・贈与セミナー ～税理士から見た上手い相続・贈与とは～

相続税で一番トラブルが多いのが「相続税の税金が出ない（無い）方」!?
「相続」が「争続」にならないためにも是非ご参加下さい。

日時 **8月17日（水）** 午後2時～4時

会場 沖縄県産業支援センター3階大会議室（302・303）
（那覇市小禄 1831-1 TEL098-859-6234）

定員 会場参加は50名まで※「**事前予約制**」です。

※会場参加の場合には、マスク着用など「感染防止対策」にご協力下さい。

講師 税理士 宮城 良平 氏

税理士法人グローアップサポート
那覇市前島3-25-1とまりん3階 TEL 098-861-5230

受講料 お一人様、1,100円 非会員 3,300円

※非会員とは、那覇青申会会員及びその家族以外をいいます。（例外あり）



オンライン（zoom使用）で参加の場合の注意点!!

※ネット環境やzoomのダウンロード等、ご自身でご準備下さい。

※「**事前予約制**」です。予約受付期限は「開催日」の前日までとなります。

※受講料の入金確認後、セミナー資料・ミーティングID等を配布致します。
（郵送不可）

税理士法人グローアップサポート
税理士 宮城 良平
令和元年に税理士試験に合格。
平成26年に入社後、税務全般業務
（法人決算・組織再編・相続税申告・
生前対策相談等）に携わる。
お客様の幸福と自己の成長のため、
皆様をサポートします。
趣味はボウリングとゴルフです。

【パソコン会計コース】

※会場参加のみ。感染拡大状況によっては中止になる場合もあります。

青色申告特別控除65万円適用の近道。青色申告会の会計ソフト「**ブルーリターンA**」を体験してみよう!

日時 **令和4年9月12日（月）** 午後1時30分～4時30分

定員 5名 受講料 会員無料（非会員受講不可※条件あり）

会場 （一社）那覇青色申告会 研修室

※ご自身のノートパソコンを持参して受講する事も出来ます。予約受付時に申し出て下さい。

※不動産賃貸業のみの方は、**事業的規模**かどうかご確認の上お申し込み下さい。

※感染拡大防止の為、会場では「手指消毒」「マスク着用」をお願いします。



上記セミナーの申し込み方法

※申し込みは、お電話かメールをご利用下さい。

（一社）那覇青色申告会
TEL 098-868-8218
e-mail info@naha-aoiro.jp

